○四国地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県吾川郡仁淀川町森山字トビガイシ六六二番二から同町森山字オイノイシ六三四番一まで	前	二一・一〇～七六・七七メートル
	後	二一・一〇～八四・三六メートル
高知県吾川郡仁淀川町鷲ノ巣字ヒラワ二〇七番一から同町鷲ノ巣字ミメヨシ二八六番まで	前	二四・七八～九〇・一七キロメートル
	後	五七・〇二～九〇・一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○千葉県公安委員会告示第百七十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年十二月二十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年十二月九日

千葉県公安委員会委員長　岩沼　静枝

一　名称　双愛会

二　主たる事務所の所在地　千葉県市原市潤井戸千三百四十三番地八

三　代表する者の氏名　椎塚　宣

四　代表する者の住所　千葉県香取郡多古町多古三百七十三番地三

五　指定番号　四四一六―一（平成二十五年十二月十日千葉県公安委員会告示第百五十七号により公示した指定番号四四一三―一）

○岡山県公安委員会告示第二百十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年十二月十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年十二月九日

岡山県公安委員会委員長　森貞　和子

一　名称　五代目浅野組

二　主たる事務所の所在地　岡山県笠岡市笠岡六百十五番地十一

三　代表する者の氏名　中岡　豊

四　代表する者の住所　広島県福山市幕山台三丁目五番三号

五　指定番号　七二一六―一（平成二十五年十二月十日岡山県公安委員会告示第二百二十一号により公示した指定番号七二一三―一）

○香川県公安委員会告示第四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年十二月十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年十二月九日

香川県公安委員会委員長　川東　祥次

一　名称　二代目親和会

二　主たる事務所の所在地　香川県高松市塩上町二丁目十四番四号

三　代表する者の氏名　吉良博文

四　代表する者の住所　香川県高松市西ハゼ町七十四番地一

五　指定番号　八一一六―一（平成二十五年十二月十日香川県公安委員会告示第七号により公示した指定番号八一一三―一）

○福岡県公安委員会告示第三百二十五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年十二月十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年十二月九日

福岡県公安委員会委員長　日向　詳剛

一　名称　道仁会

二　主たる事務所の所在地　福岡県久留米市京町二百四十七番地六

三　代表する者の氏名　小林哲治

四　代表する者の住所　福岡県久留米市上津町千九百七十二番地七

五　指定番号　九〇一六―二（平成二十五年十二月十日福岡県公安委員会告示第三百十八号により公示した指定番号九〇一三―二）

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十二月七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

官民データ活用推進基本法

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律

議案受領

十二月七日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案

議案通知書受領

十二月七日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

官民データ活用推進基本法案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（第百九十回国会衆法第三四号）

再犯の防止等の推進に関する法律案

質問書提出

十二月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する再質問主意書（**逢**坂誠二提出）

薬剤師の配置基準に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）

沖縄戦での「日本軍による住民の集団強制自決」の記述の回復と教科書検定意見の撤回に関する質問主意書（仲里利信提出）

ドナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する再質問主意書（**逢**坂誠二提出）

世耕経済産業大臣の原発コスト発言に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

参議院

議案提出

十二月七日議員から次の議案が提出された。

会社法の一部を改正する法律案（藤末健三外二名発議）（参第七九号）

法人税法の一部を改正する法律案（藤末健三外二名発議）（参第八〇号）

金融商品取引法の一部を改正する法律案（藤末健三外二名発議）（参第八一号）

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する法律案（藤末健三外二名発議）（参第八二号）

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案（藤末健三外二名発議）（参第八三号）

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（藤末健三外二名発議）（参第八四号）

議案付託

十二月七日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（第百八十九回国会衆第二〇号）

内閣委員会に付託

議案送付

十二月七日次の本院提出案を衆議院に送付した。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案

議決通知

十二月七日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

官民データ活用推進基本法案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

再犯の防止等の推進に関する法律案